

大阪地方裁判所委員会（第48回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和元年11月7日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和元年11月7日（木）午後2時30分から午後5時20分まで

2 場所

大阪地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）大久保育子，加戸正和，金水敏，鳴津岳士，並木昌廣，松原龍一郎，宮上日奈子，山田拓幸，藤木久，田中知子，小野憲一，村越一浩（敬称略）

（説明者）比嘉一美，神山義規，中村庸平

（事務担当者）北川清，竹口智之，島田幸彦，富川崇

（庶務）大西千流，吉川律子

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料，電子紙芝居関係資料及び簡易裁判所リーフレット等

5 議題

民事調停の利用促進について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

(3) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「裁判所における災害対策について」をテーマに取り上げ、裁判所における災害対策の現状を御説明させていただいた上、委員の皆様が個人として、又は、所属されている企業や団体として取り組んでおられる工夫例や、裁判所における実効的な災害対策と環境整備に向けた改善点について意見交換を行い、委員の皆様から貴重な御意見をいただいた。

まず、災害発生時には職員自身と家族の安否確認ができないと態勢が作れない、自宅や家族の状況も分からない中で従業員に仕事をさせられるのかという問題もあるといった御意見をいただいた。

この点、災害発生時には被災地への電話が殺到し、回線が混雑して電話がつながりにくくなるおそれがあり、このような場合に家族や親族との間での安否確認等の連絡をスムーズに行うことができるよう、各通信会社から提供されている「災害用伝言サービス」を活用することが有効であると考えられる。そこで、先月実施した防災訓練（帰宅ルート確認訓練）の中で、総務省が公表している「災害用伝言サービス」の利用方法を全職員に配布するとともに、災害発生時に備え、体験利用日（毎月1日、15日）に実際に同サービスを体験することができることについて周知を行った。

また、大規模災害発生時に安否確認メールを集約する災害時用パソコンのサーバに不具合が生じた場合にはどうするのか、大阪府北部地震の際にはEメールよりもメッセージアプリの方がつながった、災害時にパソコンを立ち上げるのは考えにくいので、連絡等はモバイルで行わざるを得ないのではないかといただいた。

この点、当庁で策定している「安否確認実行マニュアル」では、災害時用パソコンへの安否確認メールの送信に併せて、各部署の安否確認連絡網に定められた管理

職員の携帯電話にも安否確認メールを送信することとされていることから、10月31日から11月1日にかけて実施した安否確認訓練では、各部署の情報集約者までの情報伝達時間及び正確性を検証するために、個人の携帯電話によるメールを利用した安否情報の伝達訓練を実施し、現在、その振り返りを行っているところである。

また、業務継続に関する判断スキームの構築については、委員の皆様におかれても所属されている企業や団体において喫緊の課題とされているとの実情が紹介された。

この点、7月19日の前回委員会以降、大規模地震は経験していないものの、8月中旬までの約1か月の間に3つの台風（6号、8号及び10号）が日本列島に上陸した。特に台風10号は、8月15日に中国地方に上陸し、暴風雨の影響により大阪府内でも多くの交通機関が運休となったところ、当庁では、その2日前である8月13日から、交通機関が途絶した場合における職員の登庁確保など、業務継続のために必要な執務態勢の検討を始めたほか、8月15日に予定されていた小学生向け広報行事の中止を決定し、2日前に裁判所ウェブサイトはその旨を掲載するとともに、応募者に対して電話で連絡することにより、前日までには全ての応募者への伝達が完了し、混乱が生じることはなかった。

このように、災害対応に係る経験を積むことにより、今後も業務継続に関する判断スキームの精度とスピード感を高めていきたいと考えているところである。

- (4) 民事調停の利用促進について説明
- (5) 電子紙芝居「調停が成立するまで」上映
- (6) 調停室等見学
- (7) 質疑応答及び意見交換



■：まず先ほどの裁判所からのプレゼンテーション，電子紙芝居，調停室等見学の中で御質問があればお伺いしたい。

◇：事前にいただいた資料を見ると，訴訟事件が，最近全体としてかなり減っているようだが，その中で民事調停を増やそうというのはどういう趣旨なのか教えていただきたい。

■：訴訟事件の件数がここ数年でとても減っているように見えるが，これは，過去に過払金返還請求訴訟事件が大幅に増えた時期があり，その後この過払金返還請求訴訟が大幅に減少したことによる。従って，グラフでは訴訟事件が減っているように見えるが，全体的に世の中の紛争が減っているわけではない。国民の権利意識は高まっており，紛争自体の数は増えていて当然と思うところ，その紛争を吸収できていないのではないか，もっと調停を利用してほしいというのが我々の問題意識である。そういった次第で今回この問題を取り上げさせてもらった。

◇：先ほど見せていただいた電子紙芝居は，以前からあったものか。どういうアクセスで見られるのか。

■：以前に作成され，主に調停に関係する行事や内部のプレゼンテーションの場面等，内部的に利用されているもので，インターネット上で公開しているものではな

い。

▲：最高裁が作成した「5分くらいでわかる民事調停制度」という調停手続を紹介する動画が裁判所ウェブサイトで公開されている。

◇：最近Y o u T u b eでは、様々な教育的な内容が充実しており、あらゆることを学ぶことができる。本日上映された電子紙芝居でも、Y o u T u b eにそのまま流しても効果があるのではないかと感じた。様々な安価で利用できるものを開発していただくのがいいのではないかと思う。

◇：民事調停利用者のアンケート集計結果で、「調停を申し立てる前にどこかで手続の相談をしましたか。」という問いに対して、一番多いのが「弁護士・弁護士会」となっているが、一方で「相談していない」という人の割合が多くて驚いた。調停の申立てに来られた方がどのようなルートをとって裁判所に来られたのかをどう把握しているか。相談していない方が直接簡易裁判所の窓口に来られるのか。私自身だと、まずは弁護士に相談するものなのかなと想像した。裁判所としては、この数字をどのように受け止めておられるのかお聞きしたい。

▲：裁判所にも手続相談窓口はあるので、事前にどこかに相談等されず直接裁判所に来られても、対応できるようにしている。簡易裁判所には、調停以外にも、訴訟、少額訴訟等いろいろな紛争解決手続があるため、当事者の方が紛争を抱えてこられた場合に、紛争内容をお聞きし、どの手続が紛争解決に一番適しているか、といった点を窓口で案内している。

■：御質問には、裁判所の窓口で相談してくれる人がもっとたくさんいてもいいのではないか、裁判所のPRが不足しているのではないかという御指摘の趣旨も含まれていると感じたがいかがか。

◇：それも含まれている。話を聞いて、本当に行ってもいいのかと思った。直接裁判所の窓口に行くのは非常に勇気がいると思う。

■：本日の議題の1つである、「民事調停の認知度を高めるためにどうすればいい

のか」ということにつながるが、先ほどの庁舎見学で見ていただいたとおり、受付窓口の待ち人数はゼロだったが、手続相談が多かった時代もあった。それがいつかという、サラ金等の問題で苦しむ人が多く、それが社会問題となっていた時代である。当時は手続相談が非常に多かったが、今はその波が引いている。我々としては、もっと紛争事はあると思うので、気軽に手続相談に来てもらえたらと思っている。そのためにはどうすればいいかを御教示いただきたいと思っているので、非常にいい御指摘をいただいた。

◇：なぜその時代に、多くの人が調停を利用しようと思っていたのか。

■：当時はサラ金等の問題が社会問題となり、そのために特定調停という、多重債務者が立ち直れるような枠組みが作られた。特定調停では、1人の申立人が20社くらいを相手に債務整理できるため、とても使い勝手が良く、利用者が多かったのではないかと思っている。

▲：平成15年頃は、大阪簡易裁判所で調停事件の申立てが約3万件にものぼり、そのほとんどが特定調停の申立てであった。

■：そのとき、なぜその制度が認知されたかはわからないが、自分に役立つと思えば、利用していただけるのではないかと考えている。

◇：前提として、弁護士が働き掛けをして利用が増えたということはないのか。特定調停に関しても、一定の人が、弁護士から紹介されて利用されたのではないか。過払金返還請求でも、弁護士が宣伝をし、顧客を呼び込み、手続をしているように見える。当時の特定調停でも、同様だったのではないか。

■：この点、弁護士の観点からいかがか。

○：おっしゃるとおり、御自分の判断で調停の申立てをするのは少ないと思う。そうすると、調停が良いと誰かに方向付けをしてもらって来られる方が多いのではないか。大きな流れとして、1つは、よくわからないから裁判所に行って話を聞いてもらって、そこで調停制度を案内されて利用する場合、もう1つは、弁護士に相談

された場合に、弁護士が費用のことや事件のラインを考えて、調停手続を勧めた場合である。どのように調停の認知度を高めたらいいかという点については、調停の認知度を高めることもいいと思うが、調停手続の内容を説明して短期間で訴えかけるよりも、「困り事があれば、お気軽に裁判所で手続相談してください。」という告知であればやりやすいのではないかと思う。そういうことを心掛けたほうが、効果があるのではないか。

■：議論が本日のテーマに入りつつあるので、ここからは、内容に入っていきたいと思う。アンケートの結果からみても、民事調停の認知度があまり高くないように思われるが、調停の認知度が低いのはどうしてなのかというところからお伺いしたい。

◇：裁判所は、ドラマ等の影響でやはり裁判という印象が強い。それに、「裁判所を使うには、弁護士と契約しないとイケない。しかしそんなお金はない。」と思われる方が多いように感じる。消費者事件などで来られた方に対して、窓口で調停を案内することはある。ただ、調停を案内しても使いにくいと思われることもある。それはなぜかという点、最近インターネット上のトラブルやフリーマーケットアプリを利用した個人間取引による遠隔地同士の当事者のトラブルが多い。調停は相手方の住所地の簡易裁判所で手続を行う必要があるため、相手方が遠方であれば、自分にとって一番近くて身近な簡易裁判所が利用できず、それなら他のADRを利用する、となってしまうことが多いように見受けられる。

○：消費生活センターでは、遠隔地同士の当事者の事案はどのように進められるのか。

◇：ほぼ電話である。相談者の面前で、消費生活相談員が相手方に電話をかけて話をするというをしている。両当事者が対面して話し合う場合もあるが、相手が遠隔地の場合は、電話を利用することが多い。

■：裁判所は、法律に基づいて手続を進める必要があるため、手続を柔軟に行うの

は難しい。調停は訴訟に比べて柔軟性があり、例えば訴訟物等はある程度柔軟に考えられるが、管轄の部分は難しい面があると思う。重ねて伺うが、相談に来られた方に、調停を勧めることもあるのか。

◇：相談窓口で調停を勧める事例で一番多いのは、賃貸住宅に関するトラブルの場合である。多くの場合、当事者同士が同じ管轄区域内に居住しており、管轄の問題も生じないし、個人同士の借家の問題であれば消費者事件と言いたい部分もあり、センターが間に入って解決するということが難しいから、調停を案内することが多い。市内の工務店との家の修繕等に関するもめ事なども、調停では専門の建築士等が見つかる場合があるので、民事調停を勧めることがある。

■：調停の認知度が低い、利用が進まないという点について、報道の観点からはいかがか。

◇：民事調停は非公開なので、極めて取材しにくく、当事者から情報が得られなければ、我々が何か報じることは極めて難しい。具体的に何か事例があつて、その事実を報道する場合は、やはり公開の法廷で行われる訴訟の方が報道できる。それこそサラ金みたいな社会問題があつて、それに対して特定調停制度ができたというようなことはピンとくるが、具体的に何が行われたかということはなかなか紹介するのが難しい。ちなみに、調停は、相手も話し合いを受けないと始まらないのか。申し立てても相手方が乗らないケースもあるのか。

▲：終局事件のうち、不成立が約30パーセントを占めており、その内4分の1の事件では、相手方が出てこないことが理由である。ただ、それに対しては裁判所も対策をしていて、第1回期日を欠席した相手方に対しては、事務連絡文書を送る等の工夫をして、不出頭の事案を減らそうと努力している。

◇：あくまで強制的な手段ではないということか。

▲：そうである。

◇：話がずれてしまったが、やはり、新聞やテレビで調停そのものを取り上げる報

道は難しく、できたとしても制度紹介にとどまるのではないかと思う。

◇：私の所属先において、2018年の1年間に調停に関する報道がされたのは、全国で13件、大阪管内では0件、大津で1件という程度であったので、おそらく一般の方が報道を通じて調停というものを目にする機会は非常に少ないのかなと思う。個別事案でしかも少額な案件が多いとなると、やはりなかなか一般のニュースとしては扱いきれない。

制度としてどうしていきたいのかという裁判所としてのモチベーションを伝えてほしいのだが、例えば、調停に行くべきものが全部訴訟にいつているという現象が起こっているのか。それとも、マンパワーの問題で、例えば医療の話だと、本来だと小さな診療所でも診察できるようなものが、なんでもかんでも大病院を受診し、大病院の医師がとても大変になっていると聞くと、同様に、本来であれば調停で解決できるような事件が民事訴訟になっていて、訴訟部門だけがすごく忙しいというひずみが生じていて、このぐらいの事件であれば調停で済ませられるのに、結果的に全体のバランスが悪く、調停に振り分けるようにしたいというのが現状なのか、そういうわけではなく、どちらにも余裕があって、もっとたくさん来てほしいということなのか、そのような背景的なものがあると、報道の立場でも調停の仕組みを取り上げやすい。

▲：訴訟になるとやはり解決までに時間がかかるし、裁判所には調停という解決手段があるというのを知っていただき、それぞれの事件にあった手続選択をしてほしいというのが、我々の発想である。というのは、地裁の調停に関して言えば、先ほどの電子紙芝居で取り上げた事例のような、弁護士さんがいなくても手続ができます、というものとはイメージが違うと思うが、例えばコンピューターソフトに関する紛争の場合、訴訟で時間がかかると、開発したソフトはもう使えなくなる、そうすると、開発費用は無駄になり、その損金をどちらが持つかというだけの争いになる。これが調停であれば、専門家調停委員が入り、場合によってはそのソフトを生

かせる方向での解決の話もできるかもしれない。そういう手続もあるのだというのを知ってもらいたい、裁判所にも解決手段のバリエーションがあるというのを知ってほしいというのが広報の発想である。私は現在、訴訟になってからの付調停と最初から調停を申し立てる申立調停のどちらも担当しているが、早く調停をしていれば、もっと有効な解決ができたのでは、と思う事案がある。他のADRと違うのは、調停委員が皆御協力してくださって、建築士、不動産鑑定士、公認会計士といった専門家調停委員から多分野の専門的な意見を聞くことができる点である。資料はそろえていただかないといけないが、訴訟では色々な手続を踏まないといけないところ、調停であれば、様々な分野の専門家である調停委員の専門的な知見を利用して、早い解決に結びつけられるのに、あまり知られてないのではないかという思いがある。

◇：裁判所のイメージでは、訴訟事件のうち、一定の事件は調停で解決できる事件だということか。

▲：現に訴訟事件において、専門家の力を借りるために、一定数が調停に付されている。冒頭の説明で、申立調停は年間30件くらいと申し上げたが、付調停は年間200件ほどある。申立ての段階で話合いの機運があるのであれば、最初から調停を選んでもらえたらと考えている。

■：訴訟がたくさんあって、そのうちの一部は調停で解決できたのではないかという発想よりも、調停にふさわしい事件が訴訟にも調停にもならず埋もれてしまっていないか、それを掘り起こしたいという気持ちの方が強いと私は思う。裁判所の調停というのは、簡易迅速、安価、そして内容的にも優れていると思っているが、それが利用されていない。我々としてもせっかく人的資源を用意しているのに利用されていないのは非常に残念だと思っている。だからどうすれば調停制度がより利用していただけるのかと考えているところである。

◇：そうするとまだまだ受け入れられるのに、利用されていないということか。

■：おっしゃるとおりである。

◇：先ほどの話で出てきたが、管轄内でなければ、調停に持ち込めないのか。

▲：調停の管轄は相手方の住所地であるため、相手方の住所地のそばの簡易裁判所で申立てをしてもらわないといけない。ただ、裁判官の判断に懸かるので一概には言えないが、調停は話し合いでの解決なので、訴訟よりも緩やかな運用がされていると思う。

○：調停の認知度向上の点については先ほど発言したので、どうやって利用を促進するかという点について申し上げますと、民事訴訟は緩やかに若干増加傾向にある一方で、民事調停は若干減少傾向にあるようだが、私なりに現状分析をすると、調停制度を利用する人が減ったから、泣き寝入りをする人が増えたかということ、そんなことはないと思う。そうすると、紛争解決手段として、現在は民間等でもADRができたりしているので、調停に行くような事件がそこに吸収されているのかといえれば、やはり裁判所が一番信頼度が高く人的態勢も整っているため、吸収されている案件があるにしても、そのことが、民事調停が伸びない大きい理由ということでもないように思う。では何が理由かというのを考えると、その1つは、裁判所自体が、紛争解決手段として、法改正を含め、運用を工夫されているということにあると思う。例えば、労働審判制度は現在広範囲で利用されている。現在労働審判で取り扱われているケースは、今までは民事調停を利用していたケースが多かったのではないかと。また、物損等の小さな交通事故について、昔は弁護士費用もかかることから、裁判にならず、弁護士が相談を受けても、調停を勧めることが多かったと思う。それが今は御承知のとおり、ここ10年くらいで保険の弁護士費用特約が普及し、依頼者に弁護士費用の負担がかからないことから、今まで調停で解決していたものでも、裁判を利用するようになり、簡裁の交通事故関係の訴訟が随分増えてきている。最近では少額の交通事故訴訟の処理について、ずいぶん運用が工夫されており、裁判になったからといって時間がかかりすぎるわけではなく、裁判の方が先を見通せ

るということもあって、それでかなりの事件が解決されているのではないかと思う。裁判所が、社会のその時々に合わせて色々な紛争解決手段を作り、工夫をされ、その工夫が色々な案件を吸収して、多少調停のニーズが他に移っているのではないかと思う。

調停をもっと他に生かしていくというのはまた次の論点だと思うので、また後でお話ししたい。また、もう1つ言えば、近年弁護士も増加しているため、色々なことを弁護士同士で解決できているというのものもあるかもしれない。

◇：私は、本日のテーマは2点とも、マーケティングの問題だと思っている。マーケティングの対象は誰かということ国民である。では国民は裁判所や裁判手続に対してどのような意見を持っているかというのを推し量ると、裁判所は喜んで行きたいと思うところではない。アメリカでは、高校の講堂でやったり、巡回裁判所という制度があるようだ。地理的な面もあるかもしれないが、マーケティングの対象である国民からすれば、民事調停が裁判所で行われること自体が敷居を高くしているのではないかと思う。一度弁護士会館の中で手続や受付をやってみる等、一度裁判所と切り離して考えてみてはどうか。また、部屋についても、見学をしての感想だが、全く殺風景である。もめ事を抱えた人が来るだけの場所と感じた。もっと解決が図れるような、気が和んで歩み寄ろうとできる部屋を用意しないと、スムーズな解決は実現できないのではないか。それから、民事調停の認知度を高めるということであれば、「こういうことだったら民事調停がお役に立ってますよ。」という事例を紹介する。あとは、裁判官や調停委員を育成することである。法律関係とは違うポジションからすると、根本的に制度を変えていかなければ、なかなか民事調停には国民に浸透する制度にはならないと思う。

■：裁判所と切り離れた紛争解決機関については、現在、民間の認証解決事業者という、法務省から認証を受けた機関がたくさんあって、弁護士会や司法書士会など士業の方が調停機関を作って運営してきている。そういう紛争解決機関の件数が伸

びているかと言われれば、そこまで伸びてはいないように思う。裁判所には裁判所なりの特色があって、調停調書には執行力があるとか、裁判官あるいは調停官が間に入る、調停委員が参加するといった、裁判所ならではの利点もある。

◇：公平性、客観性は裁判所で運営される最大のメリットだと思う。要は場所である。

■：部屋が殺風景との御指摘についてはその通りであるが、今は各部屋に絵を飾る等、少しでも心和むようなものにしようという工夫はしている。

◇：あえて申し上げますと、今日は説明にたくさんの職員が出てきたが、笑顔が少ない。国民に開かれた裁判所になるためには、上から目線ではなく、もう少し愛想をよくした方がいいのではないか。

▲：皆緊張していたのだと思う。申し訳ありません。

○：お話を伺う中で、「マーケティングの対象」という言葉が出てきて、それが国民一般だという話があったが、特に簡裁と言えば時代の動きの中でどういう事件が多いか、変化をしてきている。調停件数が伸び悩む中で我々が考えなければいけないのは、今の社会の実情の中で、調停という仕掛けの中にお迎えすべき紛争は何か、どのあたりをターゲットにすればいいのか、例えば認知度というのは色々な認知度があると思うが、そういった紛争をお持ちの方に、どういったアプローチをすれば、「調停制度を利用できるんだな。」「裁判所に行ってみよう。」とだけ思っただけなのだろうか、どうアプローチすれば、そういった人に見ていただけるのだろうか、思っただけのようにするには例えば報道してもらえるのであればどんなことがあるのか、手続教示はどうするのか、そういうことについて考えを巡らせているというところである。こういった事例に役に立つということをアピールしたほうが良いという話は、大変参考になった。

◇：過去の事例もそうだし、最近多い事例を紹介してはどうか。その事例の情報源はマスコミ報道である。世相でどういう紛争が多いのか、それを解決するためには

どうしたらいいのか。そういったことをマーケティングとして考えていただいて、消費者、この場合は国民だけれども、その動向、悩みを汲み取って、それに対して民事調停という手段が適合しますということをPRするのがいいと思う。

◇：色んな事案、これもあれも全部引き受けますよというのでは、正直何を売りにしているのかわからない。売りをはっきりさせて、簡裁の調停というものが、自分の抱える問題にフィットするかどうか、何が一番役立つのかということが明確であればいいと思う。

◇：民事調停で取り扱う問題が自分の問題とフィットすることと、あとは費用の点である。費用は極めて少額ですというのも宣伝をしたらどうか。

■：ここで、本日欠席の委員から事前にいただいた御意見を紹介したい。「民事調停については、小さい争いごとの解決には有効な手段と考えており、実際に過去に何度か利用したことがある。ただし、法律上の紛議というよりは、こちらに一定の理があるが理解してもらえない、あるいは妥当なレベルの解決案を提示しているのに受け入れてもらえないという状況が多いように思う。すなわち、会社としては、調停は法律論を戦わせる場というよりは、第三者的立場の方の意見によって、相手に頭を冷やしてもらって、何とか納得してもらうことが主な目的になるケースが多い。前者の場合は、会社としては、もともと調停よりは裁判での解決を図る。従って、調停でよくあるような「両者の間を取ってこれくらいで」的な解決方法にはなじまない案件が多い印象がある。また、特に不動産に関する案件については、専門知識が不十分な調停委員が散見され、有効な解決にならないばかりか、相手に余計な期待を持たせるだけに終わる、結果として紛争が長引く場合も過去に経験したことがある。」このような御意見をいただいた。

▲：今までいただいた御意見をお聞きしていると、やはり一番大切なのは、調停主任裁判官、調停委員がいかにスキルアップしていけるか、より適切な解決に導けるように、人間力、経験を増やす努力をすることが一番大切だと思った。また、国民

が必要としているニーズを把握し、ニーズに応えられるようにしなければいけない
と思った。

■：非常に厳しい御指摘もいただいたが、裁判所としては、今後とも努力していき
たいと思う。

7 次回のテーマ

裁判員制度10年の歩み及び今後の課題について

8 次回期日

令和2年3月23日（月）